

Matsushige

広報 まつしげ

Matsushige Town Public Relations

4

2024 Apr.
No.412



松茂町の物産、全国へ魅力発信（解説は19ページにあります）

3月1日現在の人口と世帯数（ ）内の数値は前月比

人口 14,539人(-35) 男 7,245人(-26)/女 7,294人(-9) 世帯数 6,938世帯(-25)

松茂町役場



松のころ



応援しています
能登

令和6年能登半島地震災害活動報告

松茂町では、能登半島地震の被災地支援を行うため、保健師1名、危機管理課職員1名を被災地に派遣しました。徳島県の被災地支援チームの一員として、輪島市にて避難所運営などに取り組みました。職員の活動を紹介します。

派遣職員の声

2月25日(日)から3月1日(金)まで、徳島県保健師チームの第17班として石川県輪島市で保健師業務に従事しました。

輪島市は発災から約2か月が経ったものの、現在も道路陥没や家屋倒壊が発災当時のままの状態でした。被災者の中には自宅に帰ることができず、避難所生活や親戚のいる地域に避難するなど大変な状況が続いていました。

私は、輪島市内の能登北部保健福祉センターにて札幌市DHEAT※の指示のもと、自主避難所の環境アセスメントや支援が必要な在宅高齢者の家庭訪問をしました。自主避難所では現在も水道復旧が進んでいない状況のため、避難者同士が協力し合って生活をされている様子がよくわかりました。また、家庭訪問では地震の影響を受けた自宅で独居生活をしている高齢者の方の支援をさせていただきました。今後の生活の見通しが立たない状況で不安やストレスを抱えたまま生活をされていました。被災者の方から「徳島県から遠いのに、来てくれてありがとう」とあたたかい言葉をかけていただくこともあり、被災された方々の役に立ちたいと思いながら業務に従事しました。

短い期間ではありますが、被災地の方々のために保健師として活動する貴重な機会をいただき本当に良かったと思っています。1日も早い復興を祈っています。

※DHEATとは、災害時健康危機管理支援チームのことです。

保健相談センター 保健師 田岡奈生



危機管理課 内八重智史係長は、3月6日(水)から12日(火)まで、輪島市で罹災証明交付窓口業務を担当するなど避難所運営に携わりました。

「お問い合わせ」総務課 699・8710

WOTABOX(循環型シャワー)を被災地へ貸し出ししています

WOTABOXとは、一度使った水(お湯)の不純物を取り除き、殺菌をし、高い効率で再利用するシャワー設備です。100Lの水(お湯)で100人以上の方に温かいシャワーをお届けすることができます。

今回の被災者支援において、徳島県はカウンターパート方式により石川県輪島市を支援しています。1月10日(水)から松茂町はWOTABOX2台を貸し出し、多くの方々にご利用いただいています。



「お問い合わせ」

危機管理課 699・8725

松茂中学校

令和6年能登半島地震災害義援金贈呈式

2月15日(木)松茂町老人福祉センター松鶴苑で義援金贈呈式があり、松茂中学校生徒会10名の皆さまから社会福祉協議会 鈴谷会長へ義援金が手渡されました。この義援金は生徒会が自分たちで考え、2月5日(月)～9日(金)まで生徒会メンバーが校門や校内放送で呼びかけて募金活動を行ったもので、総額28,659円が集まりました。

贈呈にあたり、生徒会長の横野礼さんは、「生徒がお小遣いから募金してくれたり、保護者や先生の思いの詰まった貴重な義援金なので、同年代の被災された子たちに支援が届いたらいいと思います。そして、松茂中学校の仲間の優しさを実感できる活動ができてうれしかったです」とあいさつしました。

松茂中学校生徒会が集めた義援金は、日本赤十字社徳島県支部へ納付しました。これは、全額被災地の支援に使われます。松茂町社会福祉協議会では、引き続き義援金を受付しています。この義援金は、全額日本赤十字社を通じて被災地支援に使われます。

【お問い合わせ】 社会福祉協議会 ☎699・5352



松茂町では、日本赤十字社を通して被災者の方々の生活支援に役立ててもらうため、役場総合案内・図書館・マツシゲート・総合体育館・社会福祉協議会に義援金箱を設置しています。

また、松茂町議会からも、1月31日(水)に石川県に災害見舞金15万円が送られました。

サントリーグループとペットボトルの

「ボトルtOボトル」水平リサイクルに関する協定を

締結しました

松茂町では、2月28日(水)に、サントリーグループとペットボトルの「ボトルtOボトル」水平リサイクルに関する協定を締結しました。

この協定は、松茂町から排出された使用済みペットボトルを水平リサイクルすることにより、新たなペットボトルに生まれ変わらせ、資源を繰り返し利用出来るものです。

【お問い合わせ】
環境センター ☎699・5934



松茂町戦没者追悼式を

挙行了しました

2月18日(日)、ご遺族並びにご来賓、松茂中学校生徒会の皆さまのご参列のもと、「令和5年度松茂町戦没者追悼式」を挙行了しました。

式典では、御霊に対し黙祷を捧げ、町長並びにご来賓の皆さまからの追悼のことばの後、ご参列の皆さまによる献花が行われました。

戦没されました方々のご冥福を祈りつつ式を閉じました。

【お問い合わせ】

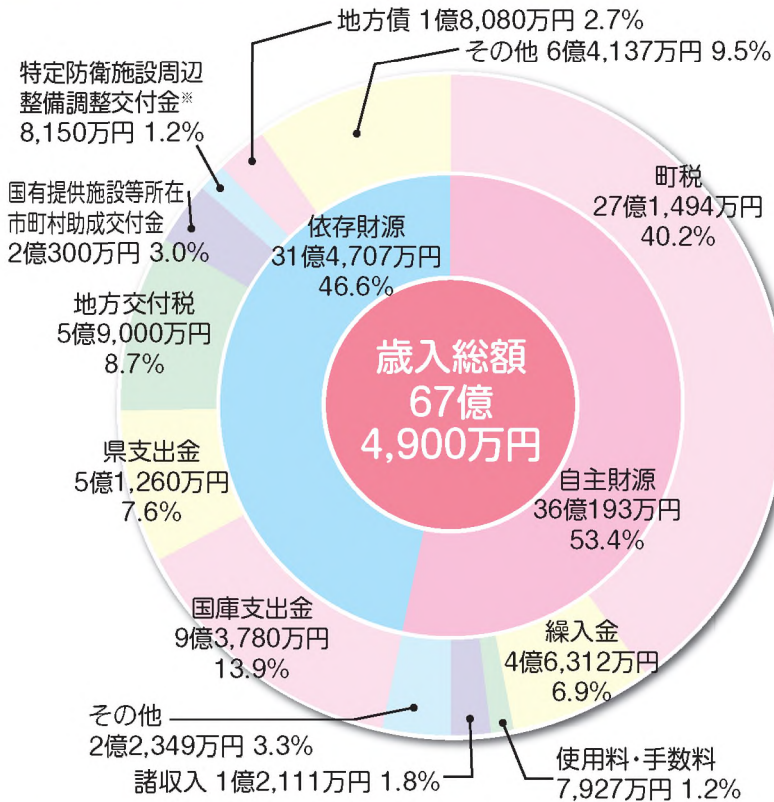
長寿社会課 ☎699・2190



令和6年度 松茂町の家計簿【予算】

令和6年度一般会計の予算の総額は、67億4,900万円で、前年度当初予算と比較すると1,900万円、約0.3%の増額となります。

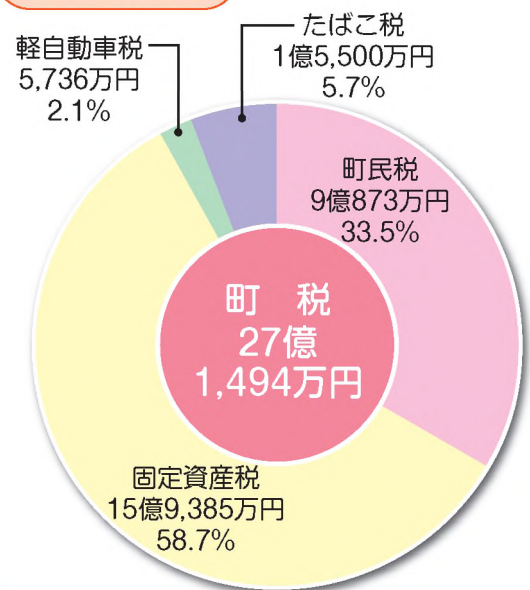
本年度も、「第5次松茂町総合計画」と「松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」を基本指針として、「笑顔があふれる松茂町」を目指して、計画に掲げた諸施策を着実に実施、推進していきます。



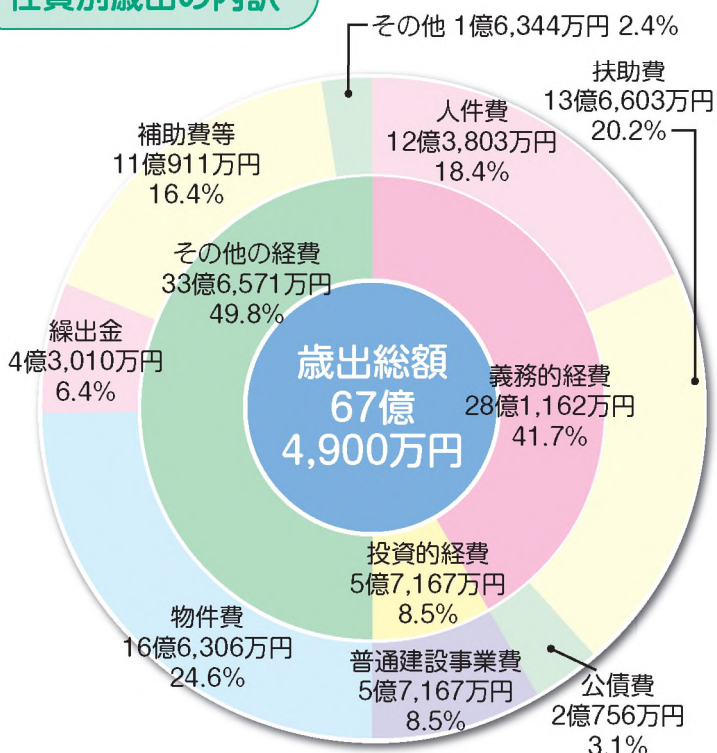
※特定防衛施設周辺整備調整交付金

防衛施設の設置市町村に対し、生活環境への影響を軽減するため、公共用施設の整備などに対し交付される交付金をいう。

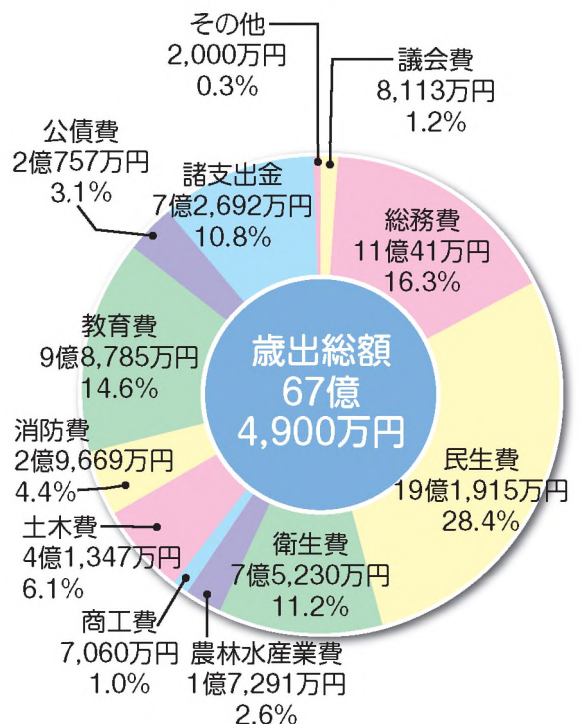
町税の内訳



性質別歳出の内訳



目的別歳出の内訳



令和6年度 松茂町の主要事業

安全で生活便利なまちづくり

- **木造住宅耐震改修等事業：3,480 万円**
個人が実施する木造住宅の耐震化などに対して補助を行い、個人負担の軽減を図ります。
- **コミュニティバス運行事業：2,900 万円**
コミュニティバスを運行し、マイカーを持たない人などの移動手段を確保します。
- **内水浸水想定区域図作成事業：1,850 万円**
内水浸水想定区域図を作成し、災害の発生に備えます。

子育て応援・教育重視のまちづくり

- **児童手当：2 億 3,650 万円**
国の制度拡大に伴い、令和 6 年10月分(12月支給分)から、支給対象を高校修了相当まで拡大、所得制限を撤廃、多子世帯への増額を行い、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- **子どもはぐくみ医療費助成事業：8,853 万円**
高校修了相当までの子どもの医療費について、無償化を実施します。
- **ファミリー・サポート・センター補助金事業：41 万円**
依頼会員の利用料の引き下げ及び提供会員の報酬の引き上げを行い、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。
- **STEAM(スティーム)教育事業：200 万円**
教科横断的な教育実践により、子どもたちの実社会での課題解決能力と多様化する現代を生き抜くための力を育成するため、「STEAM教育」を行います。
- **学校給食費値上げ抑制事業：900 万円**
学校の給食にかかる費用の一部を町が負担し、保護者が食料品や光熱水費の物価高騰の影響を受けないようにします。
- **結婚新生活支援事業：510 万円**
松茂町の新婚世帯を対象に、住居費や引越費用の一部を助成します。

生涯安心 健康福祉のまちづくり

- **火葬場使用料助成事業：540 万円**
近隣市町の火葬場を利用した場合に、利用料の一部を助成します。
- **敬老福祉手当：1,599 万円**
高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すため手当を支給します。
- **高齢者生活支援特別給付金：2,300 万円**
物価高騰対策として、75歳以上の町民に1 万円を支給します。

多様な産業・元気な産業のまちづくり

- **地域経済力推進事業：2,355 万円**
松茂町×釧路市(友好都市)のコラボ商品の開発を行い、松茂町における「食」の魅力を創出し、地域外に向けて PR するとともに他地域の「食」を地域イベントなどに持ち込むことにより誘客拡大及び消費喚起を図ります。

みんなで進める自主・協働のまちづくり

- **松茂まちづくり推進機構補助事業：1,912 万円**
まちづくりの振興と交流人口拡大による地域経済の活性化により豊かな地域社会の実現を図るため、まちづくり事業の担い手となる「一般社団法人 松茂まちづくり推進機構」の活動を支援します。

その他

- **公金収納多様化事業：1,430 万円**
町税や保険料などをコンビニやスマートフォン、クレジットカードを利用してお支払いできます。
- **友好都市交流事業：493 万円**
中学生を北海道の釧路市へ派遣し、徳島県とは異なる風土や文化に触れてもらうことで、子どもたちの見聞を広められるように努めます。



地域子育て支援センターで 子育てを一緒に楽しみましょう!!



親子で遊ぶ
交流の場

子育て家庭の
情報交換の場

安心して子育てできる
地域づくりの場

育児について
気軽に相談できる場

利用条件

- ① 町内に住所を有する就学前の幼児及びその保護者
- ② 町内に住所を有する妊婦
- ③ 里帰り出産により町内に居所がある就学前の幼児及びその保護者
- ④ 町内に住所を有するファミリー・サポート・センター提供会員と就学前の依頼幼児

※ 4月1日(月)から登録できます。
昨年登録した方も再登録が必要です。

開館日・ 開館時間

月曜日～金曜日
● 園庭開放 8:30～17:00 ● 館内開放 9:30～16:00

子育て支援 センター とは

子育て支援センターは、お子さまと保護者が一緒に遊べる施設です。
保護者に見守られながら、同年齢や年上・年下の友達と遊んだり、
保護者間の交流の場になったりしています。ぜひ遊びに来てください。



リユースコーナー 衣服、育児用品が あります!!

● 室内では
お絵かき、ままごと、室内滑り台やプリオ(車、
汽車)などで遊びます♪

● 園庭では
アンパンマン号・パトカー(総合遊具)、砂遊び、
三輪車、ボール、滑り台で遊ぶことも楽しいね。



季節の行事やさまざまな活動

みんなで楽しく遊ぼう!!

なつまつり



講習会



プールあそび



親子体操



いもほり



クリスマス会



毎月の催し

節分のつどい



誕生日会



年齢別活動の日



わくわくひろば

★保護者サークル“あおむしくらぶ”の活動

季節の行事や人気のイベントがいっぱい!

夏のあそび・交通機動隊見学・ハロウィン・いちご狩りなど、
子どもたちが楽しいこと、保護者が嬉しいことがたくさんあります! ぜひ一緒に活動しましょう!!



4月の行事予定

- 12日(金) 10:30～ 0歳児Day(R5.4～R6.3生まれ)
- 17日(水) 10:30～ 1歳児Day(R4.4～R5.3生まれ)
- 19日(金) 10:30～ わくわくひろば&誕生日会
- 23日(火) 10:30～ 2・3・4・5歳児Day(H30.4～R4.3生まれ)

- 子育て支援センターは保健相談センター横です。
- 駐車場は、保健相談センター及び資料館横に駐車してください。

【お問い合わせ】 地域子育て支援センター ☎ 699-3116

職員による育児相談は毎日受け付けています。
ちょっとしたことでもお気軽にご相談ください。

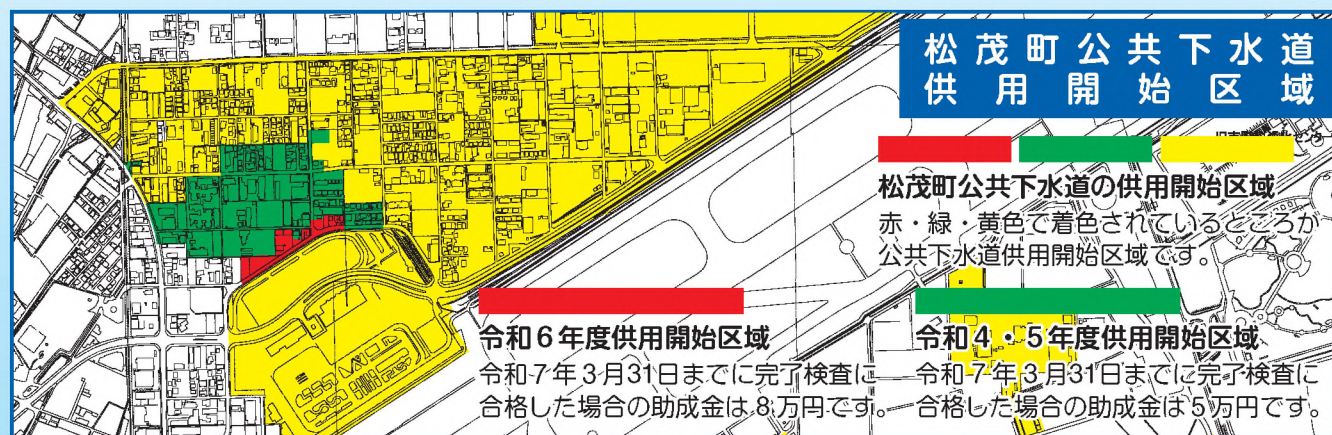


公共下水道供用開始区域が拡大しました！

松茂町では平成21年度から公共下水道の供用を開始しています。

令和6年4月1日からは、[下図]赤色の区域でも公共下水道をご利用いただくことができるようになりました。各種助成金制度をご活用いただき、早期の公共下水道への接続をお願いします。

供用開始から3年以内の区域では、排水設備工事を指定工事に直接お申し込みいただき、町が行う工事完了検査に合格した際には、各種助成金制度などを利用することができます。
※町税などの滞納がないことなど、助成金の交付には条件があります。



【お問い合わせ】上下水道課 ☎ 699-8717

交付金や助成を活用して 生活環境の改善、備品の購入を行いました！

特定防衛施設周辺整備調整交付金

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設が立地する市町村に対して、生活環境への影響を軽減するため、公共施設の整備などに交付されます。

令和5年度は、歴史民俗資料館の外壁タイルの改修や老朽化した道路舗装の改修などに活用しました。

今後も交付金を有効に活用し、生活環境の改善につなげていきます。



防衛省
特定防衛施設周辺整備
調整交付金事業



[施工前]



[施工後]

松茂15号線外1線舗装改修工事

空港振興・環境整備支援機構の助成

一般社団法人 空港振興・環境整備支援機構から助成していただき、松茂中学校、松茂幼稚園、喜来幼稚園、松茂児童クラブ、喜来児童クラブ、子育て支援センターの備品を購入しました。有効に活用し、大切に使用させていただきます。

空港振興・環境整備支援機構は、航空交通の健全な発展を支えることを目的として、空港周辺の航空機騒音対策や、周辺地域の環境整備などの事業に取り組んでいます。

令和5年度の主な購入品

- 松茂中学校
コンサートマリンバ、ワンタッチテント
- 松茂幼稚園
屋根のぼり
- 喜来幼稚園
トランポリン、一輪車
- 松茂児童クラブ
ダンスミラー
- 喜来児童クラブ
プロジェクター
- 子育て支援センター
キッズ物置



【お問い合わせ】総務課 ☎ 699-8710

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、この度、令和6年度および令和7年度の保険料率が下記のとおり決定しました。

また、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額などについても見直しが行われています。

なお、所得の低い方及び被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方については、保険料の軽減制度があります。

被保険者の皆さまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てられます。

被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

所得割額

被保険者の所得に応じて負担

基礎控除(43万円)後の
総所得金額等(①)

×

所得割率(10.55%)※

※①が58万円以下の方については、令和6年度の所得割率は9.85%となります。

均等割額

被保険者が等しく負担

56,311 円

保険料

100円未満切り捨て
上限額80万円※

※経過措置として、以下の方については、令和6年度の上限額は73万円となります。
・昭和24年3月31日以前に生まれた方
・令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方

保険料の軽減(令和6年度)

均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合は、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	7 割
43万円 + 「29万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	5 割
43万円 + 「54万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	2 割

- ・軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。
- ・軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた方については、年金所得から15万円を控除します。
- ・表中の「～」部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。
- ・「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。
 - ①給与収入額(専従者給与を含みます)が55万円を超える方
 - ②昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金収入額が60万円を超える方
 - ③昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金収入額が125万円を超える方

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、左記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合
	5 割

保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。 ※対象となる方には「令和6年度の保険料仮徴収額決定通知書」をお送りします。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

【お問い合わせ】 住民課 ☎ 699-8712

戸籍の証明書の請求が便利になりました (戸籍証明書の広域交付)

●戸籍証明書の広域交付とは

戸籍法の一部改正に伴い、3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できるようになりました。欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるなど便利になりました。

●請求できる戸籍証明書

○戸籍謄本 450円 ○除籍謄本 750円 ○改製原戸籍謄本 750円

※戸籍証明書の抄本や戸籍の附票、身分証明書などは広域交付の対象外のため、従来どおり本籍地に請求が必要です。

●請求の際に必要な書類

○本人確認書類(官公署発行の顔写真付きのもの) ※マイナンバーカード、運転免許証など

●広域交付の請求ができる人

○本人、配偶者 ○父母、祖父母など(直系尊属) ○子、孫など(直系卑属)
※上記の方が、市区町村の開庁時に窓口にお越しになり請求する必要があります。

第三者請求や代理人請求、郵送での請求はできません。

●戸籍届出時の戸籍の添付省略

広域交付に伴い、3月1日以降は本籍地以外の市区町村に戸籍の届出(婚姻届、転籍届など)を行う場合でも、戸籍の添付が原則不要となりました。

※戸籍証明書の広域交付にあたっては、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ】 住民課 ☎ 699-8712



新生活がはじまる皆さまへ ～住所異動に関する届出～

住民票の住所異動届出は、行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。進学・就職・転職などによる引っ越しで住所を異動される方は、忘れずに届出をしてください。

◎他の市区町村に引っ越すとき

異動前の市区町村
転出前に
転出の届出をして、
転出証明書を受け取る



異動先の市区町村
異動した日から14日以内に
転出証明書を添えて、
転入の届出をする

◎町内で引っ越すとき

お住まいの市区町村 異動した日から14日以内に 転居の届出をする

【届出ができる人】

本人、世帯主、同一世帯員(転出・転居のみ)
※上記以外の方が手続きをする場合は、本人からの委任状が必要です。

【必要なもの】

- ・窓口に来られる方の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きのもの)
※運転免許証、パスポート、在留カードなど
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード
- ・転出証明書(転入届のとき)、委任状(代理手続きのとき)
- ※国民年金、国民健康保険などについても忘れずに手続きをしましょう。



【お問い合わせ】 住民課 ☎ 699-8712

介護保険料が 改正されました



介護保険料は3年に1回見直しが行われます。この度、65歳以上の方の令和6年度から令和8年度の保険料が決まりましたので、お知らせします。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなうための大切な財源です。介護が必要となったときに安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

【保険料の決まり方】

65歳以上の方の保険料は、今後3年間に町で必要な介護サービスの給付費などから算出された「基準額」をもとに決まります。

今回基準額は前回から据え置きされますが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和6年度から標準段階の9段階が13段階に見直されます。

町で必要な
介護サービスの
給付費

×

65歳以上の
方の負担分
(23%)

÷

65歳以上の
町の介護保険
被保険者数

=

松茂町の令和6～8年度の基準額
年額：70,800円
(月額：5,900円)



この基準額をもとに本人や世帯員の所得などによって、13段階の保険料に分かれます。

【65歳以上の方の介護保険料額】

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ○世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^{※1} の合計が80万円以下の方	基準額×0.285 (公費による軽減後)	20,170円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485 (公費による軽減後)	34,330円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.685 (公費による軽減後)	48,490円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	63,720円
第5段階 【基準】	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	70,800円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額 ^{※2} が120万円未満の方	基準額×1.20	84,960円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	92,040円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	106,200円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	120,360円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	134,520円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	148,680円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	162,840円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	169,920円

※1 「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額^{※2}」から「年金の雑所得」を差し引いた額です。

※2 「合計所得金額」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

【お問い合わせ】長寿社会課 ☎ 699-2190



子どもの医療費を 無償化しました!!



松茂町では、4月1日(月)から「子どもはぐくみ医療費助成制度」を拡大し、18歳到達年度末までの子どもの入院及び通院にかかる自己負担金が無償となりました。

※健康保険適用外の医療費や食事療養費については、助成対象にはなりません。

制度改正に伴い、該当者には新しい受給者証を送付していますので、差し替えてご利用ください。なお、古い受給者証は破棄をお願いします。

3月31日(日)まで
通院：3歳以上 600円 入院：6歳以上 600円



4月1日(月)から
通院、入院：自己負担金なし

【お問い合わせ】福祉課 ☎ 699-8713

地域で連携し、防災力を高めましょう!

松茂町では、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者の名簿と個別避難計画の作成を進めています。避難行動要支援者とは、大地震などの災害が起こった際に、自力での避難が難しく、支援を必要とする方のことです。こうした方が避難するための計画を個別避難計画といい、計画は避難を支援してくれる方と共有し、災害時に活用します。確実な避難に繋げるため、是非、個別避難計画を作成しましょう。

避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画の作成を希望される方で、現在名簿に登録されていない方は、長寿社会課までご相談ください。相談は常時受け付けています。

地域の皆さまは、ご近所やご友人の中で避難行動要支援者の方がおられましたら、避難支援のためのお声がけや、計画作成へのご協力をお願いします。

【お問い合わせ】長寿社会課 ☎ 699・2190



● 小中学校の就学援助制度

申請を受け付けます

就学援助制度とは?

経済的な理由によって、就学困難な児童生徒に学用品費などの援助を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施を図る制度です。※学校で必要な費用の一部を援助するものです。

受給資格

原則として松茂町に住所を有している児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方です。

申請方法と提出先

松茂町立の小中学校に在学する全児童生徒に、学校を通じて4月に申請書を配布します。申請書をご記入のうえ、必要書類を添えて、4月30日(火)までに松茂町教育委員会 学校教育課へご提出ください。なお、就学援助は、前年度に認定を受けていても、毎年度申請が必要ですのでご注意ください。

支給費目(支給額は年度により変更される場合があります)

(参考額：令和5年度)

支給費目	小学校支給額	中学校支給額
学用品費	年額 11,630円	年額 22,730円
通学用品費(1年生は除く)	年額 2,270円	
新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)	年額 54,060円	年額 63,000円
卒業アルバム代など(小学校6年生・中学校3年生のみ)	年額 11,000円	年額 8,800円
オンライン学習通信費	年額 14,000円	
校外活動費、修学旅行費	実費	
給食費	現物支給	
医療費(学校病のみ医療券交付)	自己負担分	

【お問い合わせ】学校教育課 ☎ 699-8719

生涯学習講座の 受講生を募集します

ゆっくりピラティス&ヨガ教室

- 日 時 第1・第3木曜日 19:00~20:30
- 場 所 松茂町総合会館 和室1
- 講 師 健康運動実践指導者 小橋 美香さん
TFLインストラクター 勝占 公美子さん
- 受講料 教材費 ほか ●定 員 30名

身体を美しく健康的に整えられるピラティスと、心も体も整えられるヨガの両方を体験していただけます。週ごとに2つの講座を交代で体験できるので飽きずに続けられます！

英会話初級教室

- 日 時 毎週木曜日 19:00~20:00
- 場 所 松茂町総合会館 娯楽室
- 講 師 外国人講師 ポール・ロバーツさん
- 受講料 教材費(3,500円程度)
- 定 員 20名

英会話の基礎から楽しくしっかりと学べる講座です。初心者大歓迎なので興味のある方は是非ご参加ください！

太極拳教室

- 日 時 第1・第3水曜日 19:00~20:30
- 場 所 松茂町総合会館 多目的ホール
- 講 師 徳島県太極拳協会指導員
吉永 八重子さん
- 受講料 教材費 ほか ●定 員 30名

美容と健康のためだけでなく、やればやるほど快適になる奥深さと魅力があります。太極拳の爽快感を是非体験してみてください！

英会話中級教室

- 日 時 毎週火曜日 19:00~20:00
- 場 所 松茂町総合会館 娯楽室
- 講 師 外国人講師 リトル・クレッグさん
- 受講料 教材費(3,500円程度)
- 定 員 20名

初級受講経験がある方や英語に自信を付けたい方におすすめです。英会話力の更なる向上にチャレンジ！

注意事項

- 1年間継続して受講してください。
- 各講座とも先着順ですが、定員を上回るお申し込みがあった場合は、新規受講生を優先いたします。
- 受講生が定員の半数に満たない講座は中止することがあります。
- 定員や会場、日時などを変更する場合があります。

大正琴教室

- 日 時 第2・第4金曜日 10:30~12:00
- 場 所 松茂町総合会館 娯楽室
- 講 師 琴修会 豊田 梨加さん
- 受講料 教材費(3,960円) ●定 員 20名

大正琴で美しい音色を奏でてみませんか。大正琴を持っていない方も講師の先生が用意する楽器をお貸しするので、気軽にご参加ください♪

申 込

- 対 象 松茂町在住または在勤で、1年間継続して受講できる方(学生不可)
- 日 時 4月12日(金)まで ※土・日を除く
- 場 所 教育委員会 社会教育課
- 申込方法 社会教育課窓口にある申込用紙に必要事項を記入し、お申し込みください。
代理の方からの申し込みも可能です。電話での申し込みは受け付けできません。

【お問い合わせ】 社会教育課 ☎ 699-8719

松茂スポーツクラブの 会員を募集します

親子体操教室

講師：OKスポーツクラブスタッフ

【日 時】第2・第4木曜日 10:00～10:45

【場 所】総合体育館

【対 象】町内の2歳～就園前の幼児と保護者

ラージボール卓球クラブ

【日 時】毎週水曜日・木曜日 14:00～16:00

【場 所】総合体育館

バドミントンクラブ

【日 時】毎週火曜日・金曜日 14:30～16:30

【場 所】総合体育館

健康体操教室・ ソフトバレーボールクラブ

【日 時】毎週水曜日・金曜日

9:30～11:30

【場 所】総合体育館

テニスクラブ

【日 時】毎週水曜日・木曜日 9:30～11:30

【場 所】中央公園テニス場

対 象 原則として松茂町在住または在勤の方

受 付 総合体育館にて随時受付。申し込みの期限はありません。

印鑑を持参してください。電話での申し込みは受け付けできません。

年会費 2,300円～6,350円(該当年齢によりスポーツ安全保険などの掛金が異なります)

【お問い合わせ】松茂スポーツクラブ(総合体育館内) ☎ 699-5744

松茂町社会福祉協議会より お知らせ

参加者 募集

令和6年度 「よう来たなの日」 (前期)

「よう来たなの日」とは、町内70歳以上のお一人暮らしの方を対象にした体操教室です。家に引きこもりがちになっていませんか？筋力低下予防のために、楽しみながら無理なくできる体操です。フレイル予防のための栄養指導もあります。皆さまのお食事会も予定しています。お仲間づくりにどうぞお越しください。

日 時 4月18日(木)・5月16日(木)・6月20日(木)・

7月18日(木)・8月29日(木) 10時～11時

9月19日(木) 10時～12時30分(食事会)

場 所 老人福祉センター 松鶴苑2階

※9月19日のみ保健相談センター1階
健康指導室

対 象 70歳以上(令和6年4月1日現在)で
一人暮らしの松茂町民の方
(4月～9月まで参加出来る方)

定 員 先着25名

講 師 ボディクリエイター 黒川 由紀さん

参加費 1回300円

申 込 4月8日(月)～12日(金)

持参物 タオル、水分補給用飲み物、参加費

【お問い合わせ】社会福祉協議会 ☎ 699-5352





結婚新生活を応援します

松茂町では、
新婚世帯を対象に新生活のスタートに必要な

「**住居費・引越費用**」を支援します。



ご夫婦の最新の所得合計が
500万円未満の場合

29歳以下※¹
最大**60**万円

39歳以下※¹
最大**30**万円

ご夫婦の最新の所得合計が
500万円以上の場合

39歳以下※¹
最大**15**万円

※¹：年齢は、ご夫婦ともに婚姻日※²時点の年齢です。

※²：婚姻日は、婚姻届が受理された日で令和6年1月1日～令和7年3月31日
が対象となります。

対象費用

(対象期間内
にお支払いされた
右記の費用)

【住居費】

住宅の購入費(建物のみ)
家を借りたときの敷金、礼金、家賃、共益費、
仲介手数料

【住宅のリフォーム費】

住宅のリフォーム費(修繕、増築、改築、設
備更新などのみ)

【引越費用】

引越費用として引越業者や運送業者に支払っ
た費用

○対象期間や補助金の交付条件など、詳しくは松茂町ホームページをご覧ください。

○予算がなくなり次第、受付を終了する場合があります。

婚活を応援します

徳島県内でイベントの開催や1対1の
出逢いをサポートしている

“とくしまマリッジサポートセンター”

(通称マリッサとくしま)の
マッチング会員登録料の2分の1を
松茂町が支援します。

5,000円

の補助が受けられます

(現在のマッチング会員登録費：1万円)

♡補助の対象となる条件など、詳しくは
松茂町ホームページをご覧ください。

♡予算がなくなり次第、受付を終了する
場合があります。



婚活応援



【お問い合わせ】 チャレンジ課 ☎ 699-8711

資料館トピックス

◆今月の休館日

4月1日(月)、8日(月)、15日(月)、16日(火)、22日(月)、30日(火)

【お問い合わせ】 歴史民俗資料館 ☎ 699-5995

◆ふれあい座座員募集のご案内

ふれあい座では、座員を募集しています。一緒に人形操りをやって
みませんか。まずは、お気軽に定期練習会の見学にお越しください。
練習日 毎週木曜日 19時～ 場 所 歴史民俗資料館 屋外舞台

観覧料 無料 ※雨天時は資料館内での上演または中止。

演出 傾城阿波の鳴門 十郎兵衛住家の段
会場 歴史民俗資料館 屋外舞台
ふれあい座

◆今月の人形浄瑠璃芝居定期公演

娘おつるの歌う順礼歌が遠のくにいたたまれず、おゆみが娘の後
を追っていく、その後のストーリーをお楽しみください。

日時 4月14日(日) 10時～

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集・持ち込み

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集・持ち込み
は、下記のとおりです。

決められた収集日・収集場所などルールを守って
正しいごみ出しを行いましょう。

	収集	持込
4月29日(月) 昭和の日	×	×
4月30日(火)	○	○
5月1日(水)	○	○
5月2日(木)	○	○
5月3日(金) 憲法記念日	×	×
5月4日(土) みどりの日	×	×
5月5日(日) こどもの日	×	×
5月6日(月) 振替休日	○	×

【お問い合わせ】 環境センター ☎ 699-5934

保健相談センターだより

保健相談センター
TEL 683-4533

4・5月の主な事業

内 容	日 程	対 象	備 考
股関節脱臼検診	4月18日(木)	令和5年12月～令和6年2月生	対象者に個別通知 (受付時間などは 通知に明記)あり *要予約
乳児健診	5月15日(水)	令和5年9月～10月生	
フッ素塗布推進事業	5月22日(水)	令和4年1月～3月15日生	
3歳児健診	4月24日(水)	令和2年10月～12月15日生	予約不要
育児相談	4月15日(月) 9:30～11:00	小学校就学前のお子さまとご家族	
助産師さんの 育児相談	4月9日(火) 5月7日(火) 13:15～16:45	松茂町民で妊娠を希望する方・妊娠中や 子育て中のお母さまとのお子さま	実施日の 1か月前から予約可 *要予約

個別健康相談

来所の際は電話でご連絡のうえ、保健相談センターにお越しください。
電話相談も実施しています。お気軽にご相談ください。

- ✿保健師による健康相談 血圧測定・尿検査・相談
- ✿管理栄養士による個別栄養相談 離乳食・糖尿病・高血圧などの食生活について
- ✿特定健康診査の結果の見方や生活習慣の見直しなど

高齢者肺炎球菌(23価肺炎球菌ワクチン)の予防接種のお知らせ
～対象者が今年度から変更になりました。ご希望の方はお早めに～

対象者

次のいずれかに該当し、松茂町に住民票があり、接種を希望する方

1. 65歳の方(65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで)
2. 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能に障害がある方またはヒト免疫不全ウイルスの影響で免疫機能に障害がある方のうち、極度に日常生活が制限されている方

※65歳を超える方を対象とした経過措置は、令和6年3月31日に終了しました。

通知方法

65歳になる誕生月の翌月に個別通知を送ります。

公費負担で接種が受けられる医療機関

- ・松茂町内の医療機関
浦田病院、クリニック宙、クリニック釈羅、
芳川病院、井上医院、春藤内科胃腸科、
松茂内科
- ・県内の契約医療機関

※あらかじめ医療機関に電話予約をお願いします。

持参物

身分証明書(住所や生年月日が確認できるもの)、
予診票、接種済証

実施期間

定期接種として受けられるのは、65歳の1年間です。対象となる方で接種を希望する方は、期間内に余裕を持って受けてください。

接種回数

1回(助成は生涯に1回限り)

自己負担金

4,000円 医療機関の窓口でお支払いください。

※生活保護世帯の方は無料です。
事前に保健相談センターまでご連絡ください。

その他

今までに23価肺炎球菌ワクチンを任意接種で受けられた場合や、転入者で前住所地で接種している場合は、対象外となります。



日本における人権問題(1)



21世紀は「人権の世紀」とも呼ばれており、世界中の人々が幸せに暮らせる社会の実現が求められています。私たちが暮らす日本社会に目を向けると、早期に解決すべき人権問題が多数存在しています。

私たちは、人権問題を社会的課題としてとらえ、十分理解し、解決に向けた取り組みを行っていく必要があります。

そこで、今回と次回の2回に分けて、現在の日本で起こっている人権問題を17に分類して確認していきます。

日本における人権問題

1 女性

男女の平等は『日本国憲法』にも明記されている理念であり、性別による差別は認められていません。しかし、家事・育児、管理職への登用や賃金格差、セクシュアルハラスメントなど、未だに男女差別による問題は多く残っています。

2 子ども

いじめや体罰、児童虐待などの人権侵害行為はもとより、近年ではSNSなどのインターネットを介して、子どもが性犯罪に巻き込まれる事件なども多発し、深刻な社会問題となっています。ヤングケアラーについても十分な対策が必要です。

3 高齢者

平均寿命の伸びや少子化などにより、65歳以上の高齢者の割合が大きく増加

している現在、高齢者に対する暴力や暴言、無断での財産処分、介護放棄などの虐待行為が社会問題となっています。高齢者の人権問題を解決するには、介護者の負担を減らす施策、高齢者が住み慣れた地域で豊かに暮らせる社会の実現、環境づくりなどが必要です。

4 障がい者

2016年に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重できる社会の実現をめざしています。

5 同和問題

同和問題とは、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で、様々な差別を受けたりするという、日本固有の人権問題です。これらの差別を解消するため、2016年に『部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)』が施行され、「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」などの具体的施策を実施しています。

6 アイヌの人々

2019年『アイヌ施策推進法』が施行され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指しています。また、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統などの知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活向上などを図っています。

7 外国人

日本では、言語・宗教・習慣・文化などの違いから、様々な分野で外国人に対する人権問題が発生しています。2016年の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)』施行により、「相談体制の整備」「教育活動」「広報啓発」などの具体的施策が実施されています。

8 HIV感染者・ハンセン病回復者・感染症患者など

日本では、感染症に対する正しい知識と理解が未だに十分とはいえない状況です。誤った知識や偏見などによって、感染症にかかった患者や回復者に対する差別やプライバシー侵害などの人権問題が起きています。

不確かな情報に惑わされ、人権侵害に繋がる行為を増加させないためにも、積極的な情報収集や研修会などへの参加が重要となってきます。

差別解消のために施行された法律

『人権三法』(2016年)

- ◇障害者差別解消法
- ◇部落差別解消推進法
- ◇ヘイトスピーチ解消法

【参考】SDGs COMPASS

世界を変える、はじめの一步
日本における人権問題とは？

【お問い合わせ】

社会教育課 ☎699・8719



2024.4 ● まつしげ

図書館 だより

ホームページを
みてね!

松茂町立図書館



TEL 699-8722



今月の
閉館日

1日(月) 8日(月) 15日(月)
22日(月) 29日(月) 30日(火)

図書館利用のご案内

- 閉館日
毎週月曜日(祝日の場合は次の日)
毎月最終日(月曜と重なる場合は前日)
年末年始
※閉館中でも、図書・雑誌はブックポストに返却できます。
(CD、DVDは破損するので入れないでください)
- 開館時間
10:00
～ 18:00
- 貸出点数・期間(図書、CDなど合計10点まで)
* 図書・雑誌・紙芝居(最新号の雑誌は除きます)
10冊まで 2週間(一部例外があります)
* CD・DVD 2点まで 1週間



4月のおはなし会

*対象年齢は目安です。

☆おはなしおばさん

13日(土)10:30～ 研修室
主な対象: 小学校低学年までのお子さま

☆あかちゃんといっしょ! まつびよ! おはなし会

17日(水)10:30～ おはなしのへや
主な対象: 0～3歳のお子さま

☆松っ子ほんわかおはなし会

27日(土)10:30～ おはなしのへや
主な対象: 小学校低学年までのお子さま

今月のテーマは「はな」しけ!



☆おはなし会への参加に予約は不要です。当日、会場に直接お越しください。皆さまのご参加をお待ちしています!



今月の絵本



「はな」のほかに、以下のテーマで絵本をピックアップ中!

★しんがっき

「えらいこっちゃんのいちねんせい」(アリス館) かさいまり 文
ゆーちみえこ 絵

★うさぎ

「うさぎがいっぱい」(好学社) リチャード・スキャリー さく
木坂涼 やく

★おかいもの

「おかいものなんだっけ?」(講談社) 宮野聡子 作

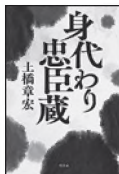
などなど…

どんな絵本があるか、ひっぱりだこコーナーへ見に来てね!



今月の クローズアップ本コーナー

【読んでみよう!】
原作本 2024



『身代わり忠臣蔵』
土橋章宏/著
幻冬舎/刊行

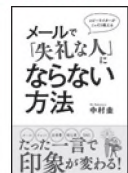


『となりのナースエイド』
知念美希人/著
KADOKAWA/刊行

【令和における円滑な
コミュニケーション
とは?】



『超コミュニカー好きな人だけに好まれる
コミュニケーション力の教科書』
田村淳/著
すばる舎/刊行



『メールで「失礼な人」にならない方法
-コピーライターがこっそり教える-』
中村圭/著
きずな出版/刊行



図書館では、ボランティアとして登録していただいた図書館サポーターの方に、さまざまなかたちで図書館事業にご協力いただいています。今回は、図書館サポーターの活動をご紹介します。

〈おはなし会ボランティア〉

赤ちゃん・幼児・児童などを対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせを中心とした読書活動を行っていただいています。

活動例

- ◇毎月第2土曜日「おはなしおばさん」
- ◇毎月第3水曜日「まつびよ! おはなし会」
- ◇毎月第4土曜日「松っ子ほんわかおはなし会」

〈図書館書架整理〉

月末に、書架の整理にご協力いただいています。

普段の利用によって、本来の位置とは違うところに移動してしまった書籍を、正しい位置に戻すお手伝いをお願いしています。



音楽と絵本のおはなし会、開催します!

『音楽でひろがる絵本の世界』

講師
森 慶子さん(絵本専門士)
三木 千枝さん(ピアノ)

【日 時】

4月21日(日) 11:00～11:45

【場 所】

図書館 研修室

【対象/定員】

小学校低学年までのお子様/20名

【申 込】 予約不要です。当日お気軽にご参加ください。

【講師プロフィール】

○森 慶子さん

絵本専門士 博士(学校教育学)、鳴門教育大学嘱託講師
徳島大学医学部保健学科非常勤講師・専門研究員

絵本の読み聞かせの効果を脳科学的に研究している。
徳島市ブックスタートボランティア、徳島市立図書館、徳島県立図書館、
徳島市内小中学校で読み聞かせ活動をしている。
徳島大学病院、鳴門病院にてマタニティクラス絵本コーナー担当。

○三木 千枝さん

ピアノ教室の生徒たちに音楽の楽しさを伝えたいという思いがきっかけで、2013年より絵本の朗読にピアノ演奏を添える活動を始める。図書館や保育園などで活動している。

「はじめてのおつかい」に、作曲家 松岡 みち子先生が素敵な音楽をつけてくれました。どきどきわくわくの「はじめてのおつかい」にしゅっぱーつ!

その他「やまのおんがくか」など、楽しい音楽と絵本のコラボレーションをお届けします。

参加費
無料



4月のお知らせ

TOWN INFORMATION

募集

海岸清掃ボランティア募集

月見ヶ丘海浜公園南側の海水浴場付近の清掃ボランティアを募集しています。毎月（1月と6月を除く）第2土曜日に開催しています。皆さまの参加をお待ちしています。

日時

4月13日（土）
5月11日（土）
9時～10時

※受付 9時

集合場所

月見ヶ丘海浜公園管理棟前

問合せ

月見ヶ丘海浜公園

☎ 699・6697

ポリテクセンター徳島 職業訓練受講生募集

募集科名

7か月コース

（6月3日～12月26日）

・溶接ものづくり科

（企業実習付き）

・電気設備技術科

・住宅リフォーム技術科

対象者

公共職業安定所に求職の申し込みをしている方など（選考あり）

受講料 無料

※テキスト代などは必要

●募集期間 4月2日（火）～

5月7日（火）

問合せ

ポリテクセンター徳島

☎ 654・5102

お知らせ

令和6年度 前期技能検定試験のご案内

実施要領

6月から11月にかけて、実技試験と学科試験が県内各会場で実施されます。

職種

1・2級…27職種
単一等級…1職種
3級…12職種

申込

4月3日（水）～16日（火）

問合せ

徳島県職業能力開発協会

☎ 663・2316

裁判員制度15周年

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えます。

問合せ

徳島地方裁判所総務課

☎ 603・0111

夜間・休日在宅当番医表

令和6年4月分

日曜日	医療機関名	電話番号	所在地
1 月	稲次病院	692-5757	藍住町
2 火	浜病院	692-2317	藍住町
3 水	清水内科	692-8900	藍住町
4 木	あいずみ皮ふ科	692-9211	藍住町
5 金	奥村医院	692-2403	藍住町
6 土	みやざき内科診療所	672-6618	板野町
7 日	たかた整形外科・せぼねクリニック	698-8689	北島町
8 月	山田眼科 藍住	692-8118	藍住町
9 火	矢野医院	692-4411	藍住町
10 水	西條内科耳鼻科	692-8711	藍住町
11 木	富本小児科内科	692-7228	藍住町
12 金	中山産婦人科・小児科	692-0333	藍住町
13 土	野田（泰）医院	694-2009	上板町
14 日	上板整形外科クリニック	637-6600	上板町
15 月	内科クリニック・オクムラ	692-4771	藍住町
16 火	きはら耳鼻咽喉科医院	693-0087	藍住町
17 水	こやま小児科内科クリニック	637-3211	藍住町
18 木	大久保内科	692-1220	藍住町
19 金	杉みね整形クリニック	693-1021	藍住町
20 土	友成医院	694-5515	上板町
21 日	藤本クリニック	698-0303	北島町
22 月	増田クリニック	693-3020	藍住町
23 火	小松泌尿器科	692-1277	藍住町
24 水	藍住川島クリニック	692-0110	藍住町
25 木	こうのINRクリニック	693-1103	藍住町
26 金	藍住たまき青空クリニック	678-7727	藍住町
27 土	井関クリニック	637-6066	上板町
28 日	川原眼科	694-8388	上板町
29 月	吉野川病院	698-6111	北島町
30 火	安芸内科	692-6111	藍住町

担当時間 平日 18:00～22:00

休日 9:00～22:00

当番医は都合により変更する場合があります。また、診療科目によっては、対応できない場合がありますので、必ず先に電話でご確認のうえ、受診してください。

※上記以外の在宅当番医の情報は板野東部消防組合「救急病院問い合わせ電話」☎ 698-9119へお問い合わせください。

※その他、徳島救急医療電話相談、救急医療情報などについては、県のホームページ「医療とくしま」をご利用ください。

【お問い合わせ】保健相談センター ☎ 683-4533

● 紙の日 ●

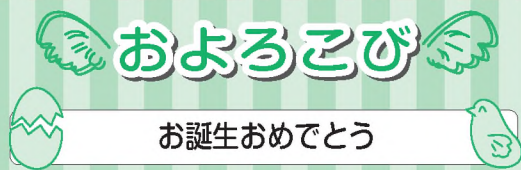
4月6日(土)・13日(土)
5月4日(土)・11日(土)

★地域ごとに指定日がありますのでご注意ください。
★当日の午前8時までに、正しい持ち寄り場所へ出してください。
☆古着回収は雨天の場合中止しますので、出さないようにお願いします。
紙類は小雨でも回収します。
☆布団やぬいぐるみ、じゅうたんは「紙の日」には回収できません。粗大ごみの収集日に出してください。 【お問い合わせ】 環境センター ☎699-5934

今月の相談

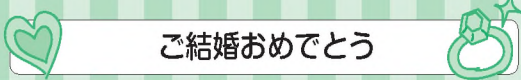
※相談は無料です。詳細は担当課へ

相談名	相談日	時間	場所	内容	問合せ
行政相談委員による 行政相談	10日(水)	13時30分～ 15時30分	松茂町総合会館 2階 会議室2	行政(国の機関など)の事業 に対する要望や苦情	総務課 ☎699-8710
人権擁護委員による 人権相談	26日(金)	13時30分～ 16時		暮らしの中で起きる差別や 虐待など人権に関する相談	福祉課 ☎699-8713
弁護士による 無料法律相談	11日(木) ★要予約	13時～16時	老人福祉センター 松鶴苑 2階	相続関係などお気軽にご相談 ください。秘密は厳守！ 予約は4月1日から受付可	社会福祉協議会 ☎699-5352
消費生活相談	月～金 (祝日除く)	9時～15時	松茂町役場 1階 (産業環境課横)	契約や商品、悪質商法に 関するトラブルの相談	松茂・北島 消費生活センター ☎699-4300



お誕生おめでとう

こどもの名前	親の名前
米澤 怜加 (れいか)	潤 弥・加奈実
寒川 翠 (すい)	瑞生・みつぎ
宮内 律希 (りつき)	龍之介・穂乃花
松本 依菜 (えま)	凌斗・美穂



ご結婚おめでとう

夫	妻
(松茂町) 松田 泰知	谷崎 美玲 (松茂町)
(松茂町) 梯 圭吾	秋山 葵 (松茂町)
(松茂町) 大室 秀樹	倭田なつき (松茂町)

成年後見制度無料相談会

成年後見や相続手続・遺言書などに関する相談に、専門家である行政書士が応じます。お気軽にご相談ください。

- 日時 4月18日(木) 13:00～15:00
- 場所 老人福祉センター 松鶴苑

【お問い合わせ】 成年後見サポートセンター
☎679-4440

振替休日のごみ収集

松茂町では、5月6日(月)の振替休日に、ごみの収集を通常どおり実施します。ただし、ごみの持ち込みは受け付けておりません。



【お問い合わせ】 環境センター ☎699-5934

訂正とお詫び
3月号2ページの記事で、選挙紹介の所属学校名に誤りがありました。正しくは、「12区 鈴木陸斗(松茂中学校)」です。訂正してお詫び申し上げます。

今月の表紙：令和5年度、松茂町は全国各地で開催されたイベント・物産展で、町の農産物や海産物、加工品をPR・販売してきました。表紙の写真は、東京と釧路のイベントの様子です。松茂はこれからも町の魅力を全国に発信していきます！



4月

April

マツシゲート

イベントカレンダー



2024

月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat	日 Sun
1	2	3 木製スプーン等ものづくり教室	4	5	6 朝市	7 KOOVプログラミング体験
沖縄県フェア						
8	9	10 木製スプーン等ものづくり教室	11	12	13 朝市	14 MARCHÉ 大道芸&マルシェ in マツシゲート LEGO SPIKE プログラミング体験
北三陸イベント						
15	16	17 木製スプーン等ものづくり教室 お菓子作り教室	18	19	20 朝市 お魚料理教室	21 KOOVプログラミング体験
北三陸イベント						
22	23	24 木製スプーン等ものづくり教室	25	26	27 朝市 SKY BASE MATSUSHIGE(キャンプ)	28 LEGO SPIKE プログラミング体験
秋田県イベント						
29 昭和の日	30	※イベントについては、変更になることもあります。 ※各種教室については、事前予約が必要となります。				
秋田県イベント						

【お問い合わせ】マツシゲート ☎ 699-5030

Matwitter

松茂係長による
町の魅力発信コラム

松茂係長

すこしずつ暖かくなってきたしげ🌞

桜も花🌸から新緑🌿にかわって、入学・進級・入社 etc. …みんなは、どんな新しいことがはじまるしげ？

ぼくは、松茂町のこと知ってもらえるように、日本中🌏をとびまわって、新しいお友達をたくさんつくるしげ！

これからもがんばるしげよ💪



町民農園の利用者を募集します!!

町民農園に空き区画ができましたので利用者を募集します。自然に触れながら、野菜の栽培を楽しみませんか。

○対象 農家以外の町内にお住まいの方
団体・法人においては町内に事業所または工場がある方

○区画数及び使用料

豊岡農園 1区画24㎡/2区画/年間3,600円(年額)

広島農園 1区画40㎡/3区画/年間10,800円(年額)

○受付期間 4月15日(月)まで ※土・日・祝祭日を除く

○抽選日 使用区画を決める抽選会を4月22日(月)に予定しています。

○申込方法 産業環境課窓口または電話でお申し込みください。

【お問い合わせ】産業環境課 ☎ 699・8714

